

所得税の申告はお早めに

相談・受付期間／2月16日(月)～3月16日(月)

※受講時間は午前9時から午後4時30分まで。土・日曜日を除く

平成20年分の所得税の確定申告期間は、2月16日(月)から3月16日(月)までです。なお、パソコンを利用したe-Tax申告は、3月16日(月)まで24時間利用できます。

申告期限間近になると会場が大変混雑して、長い時間お待ちいただくことになりますので、申告はできるだけ早めに済ませましょう。

※土浦税務署では月～金曜日以外でも**2月22日(日)**、**3月1日(日)**に限り、申告の相談・受付を行います。



問 土浦税務署 (☎822-1100)

申告書の作成は 便利なホームページで

- 国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>
- e-Taxホームページアドレス
<http://www.e-tax.nta.go.jp>
- ヘルプデスク (☎0570-015901)

国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書をプリントアウトして、そのまま提出することができます。

このコーナーを利用すれば、申告書用紙の交付を受けるために税務署などに出向かないで、自宅で申告書を作ることができます。また、税務署で長い時間待つこともなく郵送などで提出できますので、ぜひご利用ください。

さらに、このコーナーで作成したデータを引き継いで直接e-Taxで申告することもできます。インターネットで申告や納税ができるe-Tax(国税電子申告・納税システム)の詳細については、e-Taxホームページまたはヘルプデスクで確認してください。

なお、納税については、口座振替が便利ですのでご利用ください。

確定申告をしなければ ならない場合とは



- ①事業をしている、不動産収入がある、年金収入がある、および土地や建物を売った場合などで、平成20年中の各種所得金額の合計額から所得控除などの合計額を差し引き、その金額を基として計算した税額が「**配当控除額**」と、年末調整の際に控除を受けた「**住宅借入金等特別控除額**」の合計額を超えるとき(定率減税はありません)
- ②給与所得者で、給与の年収が2000万円を超えるときや、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超えるときなど

申告書の作成に あたって



「所得税の確定申告の手引き」に示されている説明に従って申告書用紙に記入をしていくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっていますので、自分で記入してお早めに郵送などにより税務署に提出してください。「所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙は、国税庁ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

正しい申告を



所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている皆さん自身が、所得税法に従って1年間の自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならぬ方が、申告しなかったり誤った申告をすると、後で不足している税金を納めるだけでなく、加算税が課されるときがあるほか、延滞税も納めなければならないことになります。